

第1回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 議事録

日時：平成28年8月4日（木）

午後5時～午後7時

場所：消防局本部庁舎7階作戦室

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から、第1回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を開会させていただきます。委員長が選任されるまで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、本検討委員会の委員に御就任をいただき、また、本日は御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から京都市政の推進に当たりまして、御支援、御指導を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

本検討委員会は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき、市長の附属機関として、この度、新たに設置し、10人以内の委員で構成することとしております。そして、住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議することといたしております。

始めに、会議の成立に必要な定足数について確認をいたします。本日は委員総数9名のうち、後程御紹介させていただきますが、8名の委員の皆様が御出席をいただいております。委員総数の過半数を超えることから、本検討委員会規則第3条第3項の規定に基づき、本日の会議が有効に成立することを御報告いたします。

また、本日の会議は京都市市民参加推進条例第7条に則り、公開といたします。傍聴席を設けるとともに記者席も用意しておりますので、御了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記者をはじめとする傍聴される方へのお願いでございますが、写真、テレビカメラでの撮影につきましては、議事運営の都合上、具体的な審議に入る前までとさせていただきますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

撮影を控えていただく際には、改めてお願いをさせていただきます。

それでは、本検討委員会の開会に当たりまして、門川市長から、御挨拶を申し上げます。

○門川市長

皆さん、こんにちは。お忙しい方々にお集まりいただきまして、住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会を発足させていただきました。委員に御就任いただきまして、誠にありがとうございます。

文化を、芸術を、観光を、教育を、福祉を充実させるための検討委員会はたくさんあるわけですが、そのための財源の在り方を検討する委員会とい

うのはなかなか重たいテーマであります。

しかし、これなくして、住んでいる人にとっても、また、訪れていただく人にとっても、また、未来にとっても、魅力あふれる京都のまちづくりはできないということで、よろしくお願ひしたいと思っています。

「京都は美しくなってきましたね。京都は魅力あふれている。都市格が高まり、そして、まちには観光客がたくさんお越しになっていて、元気ですね。さぞかし、京都市の財政も豊かになっているのでしょうかね。」国内外の方々からそのようなおっしゃっていただきます。その度に、「いや、違いますねん。」こう言わないといけません。

昨日、京都市の昨年度の決算を発表させていただきました。税金の徴収率が過去最高になりました。市民の皆さん、企業の皆さんの御理解と、京都市が挙げて負担の公平性等のために徴収率の向上を進めてまいりました。実は20年前、京都市は政令指定都市最下位でしたが、今はトップ水準になりました。4年連続徴収率が過去最高になっています。去年と今年を比較すると、0.4ポイント上がりました。これだけで10億円を超えます。こういうことで、何とか税収は9億円増加したのです。徴収率のアップで増加している、これが現実なのです。リーマンショック前から130億円を超えて下がったままであります。そして、国から来る地方交付税等を含めると、一般財源収入は二百数十億円ピーク時から下がりました。しかし、福祉、子育て支援等については、全国トップ水準の取組を維持しておりますので、非常に厳しい財政であります。

私が市長に就任してからでも、職員は3,000人削減し、1万6,500人から1万3,500人と、人件費削減で何とかまわしているというのが現状であります。

例えば、観光振興も、観光協会や多くの観光事業者、さらに市民の皆さんのおもてなしの心で191の事業を展開しています。しかし、観光の振興が、観光客が欲してくれていることが、京都市の税収にほとんど反映していない、これは我が国の税制度の問題でもありますけれども、そういう現実があります。

一方で、伝統産業が厳しいです。京友禅、錦織、京都市が指定している74の伝統産業、これが文化を支えます。危機的な状況、絶滅危惧種と言っても過言ではありません。素晴らしい1,000年続くものづくりが危機的であります。

また、京町家が今も毎日毎日消えていきます。色々な補助制度をつくっておりますけれども、これも財源なしにはできません。しかし、観光客にとっても、また、魅力ある京都のまちにとっても、伝統産業が、あるいは京町家が、この素晴らしい佇まいが何よりの宝であります。そうしたことをしっかりと守っていくためには、新たな取組を国に要望すると同時に、京都市としても取り組まなければなりません。

この間、景観政策で様々な取組を展開してきました。また、歩くまち京都、公共交通優先の取組など、様々な取組をしてきて、そのことが京都のまちの魅力の向上につながっています。

何をするにも、やはり財源が必要であります。京都の都市の魅力を将来にわたって維持していく、発展させていく、そのために、どのような財源確保の可能性があるのか、前提なしに議論していただきたいと、こういうことでお集まりいただきました。

そして、本年3月に、「はばたけ未来へ！京プラン」第2ステージ、これを発表させていただきました。そして、自主財源の充実・強化、そしてその中の一つに入洛客への新たな負担の在り方や、超過課税等の課税自主権の活用ということも検討していくことを明記させていただきました。非常に重要な、かつ、重たい課題であります。忌憚のない御意見を聞かせていただきまして、提言いただきたいと、そして、提言につきましては、しっかりと議会とも議論しながら実行し、あのときに決断して取り組んだから良かったと、将来思っていたできるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

○事務局

では、委員の皆様の上には、門川市長からの委嘱状を配付させていただいております。

任期につきましては、平成28年8月1日から平成30年7月31日までの2年間としておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、続きまして、次第の「2 委員及び出席者紹介」でございます。

本日が最初の検討委員会でございますので、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。配付資料の資料1が委員名簿でございますので、あわせて御覧ください。委員名簿は50音順に掲載させていただいており、その名簿順に御紹介をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(各委員の自己紹介)

○事務局

なお、矢ヶ崎委員につきましては、所用のため欠席をされております。

京都市の事務局メンバーの紹介につきましては、後程行わせていただきます。

では、続きまして、次第の「3 議事」を配付資料に沿って進めさせていただきます。

まず、次第「3(1) 委員長及び副委員長の選出」でございます。

本検討委員会は、資料2の京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づき設置しており、その運営については、資料3の規則に定めておりますので、御確認ください。この本検討委員会規則第2条第2項に基づき、まず委員長を選出させていただきます。委員長につきましては、委員の互選により選出することとされておりますので、委員の皆様から、もし御提案がいただけたらと思うのですが、いかがでございましょうか。

では、すみません。指名で恐縮ですが、もしよろしければ誰か御推薦をいただければと思うのですが。

○委員

はい、田中委員を推薦したいと思います。

田中先生は、税法の学者でいらっしゃるにして、税における財源確保のことに関しても、とても知見の深い方で、他の自治体においても財源確保における委員会等で御活躍ということをお聞きしておりますので、田中委員にお願いしたいと思います。

○事務局

ありがとうございます。他に御推薦等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、田中委員に委員長をお願いするという事で、田中委員、また、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○事務局

ありがとうございます。それでは、田中委員に委員長をお願いすることといたしますので、委員の皆様、拍手で御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(一同拍手)

○事務局

ありがとうございます。それでは、田中委員長には委員長席の方へ移動いただきますようお願いいたします。

次に、副委員長の選出を行います前に、次第「3(2) 諮問」に移りたいと思います。

ただ今から、本検討委員会で審議していく内容につきまして、門川市長から委員長に諮問をさせていただきます。門川市長、委員長、恐れ入りますが、会場の前方に移動していただきますよう、よろしくお願いいたします。

(諮問文の交付)

○事務局

ありがとうございました。

誠に恐縮ではございますが、門川市長につきましては、他の公務の都合により、これをもちまして退席をさせていただきます。

○門川市長

御無礼いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

では、これからの議事の進行につきましては、本検討委員会規則第3条第2

項に基づき、委員長をお願いしたいと思います。

まず、委員長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

それでは、最初に簡単な御挨拶をさせていただきます。

御推薦をいただきまして委員長の仕事を務めさせていただきます。私は委員長といっても、基本的には交通整理がうまくできればという思いを1番強く持っております。委員の皆様には、率直な御意見や感想等も含めて、遠慮なく色々な意見等を頂戴できればと考えております。それが1番の強い思いです。その上で、私自身は市長の御挨拶にもありましたように、やはり財源をどう使うかという、その財源を使うということの正当性と、そして、今度はそれを負担する側が一体どれだけの適切な負担感という、その両面を絶えず考えながら、少しでも良い京都市をつくっていくというか、そういう思いで率直な御意見を賜ればと思っております。

そういう意味で、委員の皆様や事務局の方々に応援をお願いしたいと思います。以上でございます。

○事務局

ありがとうございました。それでは、委員長、議事の進行をどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

分かりました。それでは、議事を進めさせていただきます。

本検討委員会規則第2条第2項に基づき、副委員長の選出を行いたいと思えます。副委員長につきましては、委員長の指名によることとされております。

私としましては、過去に設置されていた京都市税制研究会の委員を務めておられた西垣委員をお願いしたいと思います。西垣委員、よろしいですか。

○委員

承知いたしました。

○委員長

ありがとうございます。それでは、西垣委員には副委員長の席の方に御移動をお願いしたいと思います。副委員長から、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○委員

私は、専門は公共経済学でして、税金はその専門分野の中でも大事な一分野でございます。是非色々なことを勉強させていただきたいと思っております。委員長をお助けして、議事の進行を図っていききたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

ありがとうございました。続きまして、本検討委員会規則第2条第5項によりまして、委員長及び副委員長に事故があるときに、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理することとされています。

こういうことはあっては困ることですけれども、万一の場合も考えて準備をするということで、万一事故があったときの代理につきましては、内藤委員にお務めいただければと思いますが、内藤委員、よろしいですか。

○委員

はい。

○委員長

分かりました。ありがとうございます。続きまして、ここで京都市の事務局メンバーの紹介をお願いしたいと思います。事務局から紹介をお願いいたします。

○事務局

はい。御挨拶が遅くなりましたが、京都市の事務局メンバーを紹介させていただきます。

(事務局メンバーの自己紹介)

○委員長

ありがとうございました。続きまして、資料4について、事務局から説明をさせていただきますが、これは今後のスケジュール案として示しているものです。このスケジュール案についての説明ということで、よろしくお願ひします。

(事務局から資料4「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会 今後のスケジュール(案)」を説明)

○委員長

はい、ありがとうございます。今、説明を頂戴しましたけれども、これに関しまして、委員の皆様から何か御質問等はございますでしょうか。

説明をいただきましたけれども、何が何でもこのとおりで無理をしてでも進めようという気持ちは全くございませんので、一応の目安として、こういう方向で進めればよいなという、そのような意味でスケジュールを示させていただいていると理解をしていますし、理解をしていただいた方がよいと思いますので、私が先程申し上げたように、委員の皆様率直な御質問や御意見、あるいは疑問や、そういったものの積み重ねの中で、色々な考え方が深まっていくと思いますので、そのようなことを留意されれば非常にありがたいなと思っております。

特にございませんでしょうか。このような案を持っているということで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、続きまして、次第の「3(3) 住みたい・訪れたいまちづくりに係る現状と課題」という、この表題のところに移りたいと思います。

これから具体的な審議に入っていきたいと思っておりますので、記者をはじめとする傍聴されている方につきましては、以後、写真あるいはテレビカメラでの撮

影等を控えていただきますよう、よろしくお願いたします。

まず、資料5によって、京都市の財政状況について、事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料5「平成26年度決算 参考データ集」及び追加配布資料「平成27年度決算概況について」を説明)

○委員長

どうもありがとうございます。私がもう少し前に申し上げた方が良かったと思いますが、今、事務局に説明いただきましたその京都市の財政の現状と課題という、この議論が、今日の話の1番目の論点ということになります。要するに、京都市の財政状況はどうですかというのが、まず1番最初のところの話です。

これについて説明をいただきまして、少し後で委員の皆様から御質問等を頂戴したいと思いますが、恐らく今日いきなりこの資料を見せられて、何か言うというのはなかなか難しいかもしれないと思っておりますが、いずれにしても、今日の議論の組立ては、最初に京都市の財政についての現状と課題がどうかということで、冒頭に6つほどの論点に、このような京都市の特徴がありますということで、説明を頂戴しました。これが1番です。

この後の議論は、その中で、今、京都市が新たな財源を必要とする理由や背景は何ですかということについて、これはまた後で、資料6で説明を頂戴して、それで議論します。

3番目としては、もしそういう新たな財源を、例えば、税としてつくる場合に、一体、税としてつくる場合にはどういう点を注意する必要がありますかというようなことで、ある種のその制度をつくる際の前提というのでしょうか、お約束ごとというのはどういうものがあるかということ、そういう順番で、今日はとりあえず事務局から説明を頂戴し、そして、別にこれは今日で終わるというよりは、恐らくこの委員会をずっと続けていく上で、ずっと考えていただくということになりますので、今日はその手始めといいますか、手掛かりとか、そのように御理解いただいた方が良いのかなと思います。

そういう意味で、事務局の方から京都市の財政は依然として厳しいというお話がありましたが、説明していただいた中で、これはどうなっているのだろうかとか、少し理解しにくいとかというのがあれば、遠慮なしに、要するに、こんな質問すると笑われるかもという思いは一切必要ありませんので、どうぞ委員の皆様、何なりと行っていただいたら結構かと思っております。どなたでも結構です、どうぞ。

○委員

観光の伏見稲荷大社とか、日本で一番有名で、観光客が来るところだと思っておりますが、なぜたくさん人が来るのに、この観光の活況が市税収入の増につながってないのかなと思ったのですが。

○委員長

どうぞ，説明をお願いいたします。

○事務局

説明の中でも少しさせていただいたのですが，税の仕組みといたしまして，観光客が増えているけれども，なかなかそれが税収につながらないというところがございます。

先程，別綴じになっております資料「平成27年度決算概況について」の12ページの「③観光の活況が市税収入の増につながっていない」のところになるのですが，企業等に税金を納めていただくわけですけれども，納めていただく内訳としまして，ほとんどが国とか都道府県にいつているということ，市には1割にも満たない9%しかきていないということがあり，また，その下の円グラフにもあるのですけれども，観光関連の旅館とかホテルとか飲食業，こういったところに納めていただく法人市民税という税金は，市税収入全体のわずか0.3%にしかなっていないということになっております。

それが，観光客が増えているけれども，税収になかなかつながらないというようなところになります。

○事務局

我々も分析をしているのですが，ホテルとか旅館，それぞれ個別の税を見ておきますと，ここ数年非常に調子は良いのですが，あまり調子が良くなかった時期もあります。その時期の赤字が残っていて，黒字が出ても，これまでの赤字の方が大きいので，税があまり入ってこないというような事例も見られます。あとは，このホテルとか旅館という業態がなかなかその利益率が高い業種ではないのかもしれないといったような分析もしております。

その他に，こちらの資料では，法人が法人市民税として納めている税だけ分析しておりますが，固定資産税等も納めていただいております，新しいホテル等ができれば，当然納めていただくことになるのですが，個人の市民税，従業員の方等を分析しますと，やはりパートさんが多い，非正規が多いといった部分がございます，正規の方が非常に少ないということがあって，そういった面でも京都市の税収になかなか反映してこないというように分析をしております。

○委員長

はい，ありがとうございます。他に，どなたでも，何でも結構です。特になければ，またもう一度戻ってくるということで，私が申し上げた二つ目の説明といたしますか，議論を合わせて進めさせていただければと思います。

二つ目としては，これは資料6が関係しますが，京都市がなぜ新たな財源について検討していくことが必要なのかという，ある意味ではこれが本筋と言えますか，今回のこういう検討委員会をつくったということの，一番のその背景や理由といたしますか，そういうことに関係がしますので，この資料6によって，今，なぜ新たな財源を必要としているのかということの背景あるいは理由等について，事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局から資料6「なぜ、いま京都に新たな財源が必要なのか」を説明)

○委員長

はい、ありがとうございます。資料6に沿って説明を頂戴して、これについて色々な御質問等を頂戴したいと思うのですが、どのような御質問でも結構なのですけれども、恐らく、基本的には委員の皆様は御意見を頂戴したいのは、京都市の、例えばこの資料6の左側の下の方に、このような施策等で進めたいというように書いていただいているのですが、これも色々な人のそれぞれの思いによって違ってくると思いますが、京都市は特に、このような施策、あるいはこういう取組をもっと進めることが重要だという思いや、それをどのような財源等を使ってするかとか、あるいは、別に財源を使わずに、場合によってはもう法律、条例等で規制するかとか、そのような方法が色々あると思います。冒頭で門川市長がおっしゃったように、要するに、幅広く色々という財源等についても考えてほしいという意味は、それは裏返すと、京都市が抱えている政策課題というのはたった一つではないから、色々な考えがあり得るので、恐らくそういうことも含めておっしゃっているのだらうと思います。

そういう意味で、今、私が申し上げているように、委員の皆様からは、例えば京都市の取組として、重視すべき、あるいは大切にしたいような施策や方向性というのを、どのように考えて、そのためには何をすればいいかというような、それこそ思いつきというか、プランで結構ですので、何か御意見等が得られればいなと思っています。

ただ、その前提として、今、事務局に説明していただいたものの中についての質問でも結構ですし、それぞれの委員の皆様の思いでも結構ですので、どうぞ御自由に、御発言願えればありがたいなと思います。

○委員

税については、たくさん税金を取られているので、腹が立っていることだけが一番頭にあって、どれほど取るのかという気がしているところに、また税金を取るのかという話になると、辟易するという面がありますけれども、そうは言っても、税金がないと、市は成り立っていきませんので、それは考えていきたいなとは思いますが、平成27年度決算概況に係る資料の12ページに、税法上、京都市は53億円しか措置されておらず、91億円が不足しているという話がありましたが、これは税法上の問題ではないのですか。

○事務局

おっしゃるとおり、税法上の問題で、指定都市が道府県に代わって色々やっているけれども、それが税制上、税法上、ストレートに京都市税という形ではこない格好になっているということです。

○委員

これは国会で言ってもらって、是正してもらわないと何ともならないのですか。

○事務局

はい、このようなことは、「平成27年度決算概況について」の12ページの上の方にも書いてございますが、国にずっと強く要望をしております。

○委員

そうですね。では、我々が認識はするにしても、ここで議論しても始まらないことなのですね。

○事務局

そうです。

○委員

それからですね。観光関連収入が0.3%しかないという指摘ですけれども、旅館業、ホテル業、飲食業というように書いてあるのですが、物販はここには入らないのですね。

○事務局

物販につきましては、観光関連の物販なのかそうでないのかというのがなかなか分けにくいということもございまして、この中に入っていないです。

○委員

入っていないのですね。観光客が増加して、土産物屋が非常に活況を呈しているのは間違いないですよ。例えば京漬物とか、そういうところは非常に好調なはず。こういうところの業者を入れたらどうなるのかということ、なかなか分けにくいかもしれませんが、旅館業、ホテル業、飲食業だけで0.3%だという、悪い点だけ抜き出して議論すると、誤解を生むのではないかと思います。そのあたりを分かる範囲で、整理してほしいと思います。

それから、実質的な地方交付税がピーク時から413億円減っているのです。平成27年度決算概況について」の13ページですけれども、これは他の府県とか、政令指定都市はどうなっているのですか。それに比べて、京都は特別削減されているのですか。

○事務局

政令指定都市の中でもまちまちな部分もありますが、総じて大都市、政令市には厳しい部分があります。一方で、政令市の中でも、この地方交付税に頼る度合いがまた違います。税収のしっかりあるところは、地方交付税に頼る割合は低いですし、京都市のような税収が、先程もありましたように、他都市の平均に比べて少ないというところは、地方交付税に頼る割合も大きいので、地方交付税が色々なことで削減されている影響も大きく受けているという部分はございます。

○委員

他府県あるいは他の政令指定都市に比べて、京都市が極端に悪いのですか。他に悪い市としてどんなところがあるのですか。札幌とか、広島とか、どういうふうになっているのか分かりませんが、悪い点だけを引っ張り出してきて議論するのは、具合が悪くて、良いところもある、悪いところもあるという認識の上で考えていきたいなと思います。

それから、14ページに書かれている社会福祉関連経費というのは、市だけ

の問題ではなく、消費税でやろうというのは基本的な国の計画でしたよね。消費税をどんどん上げていかないと、この社会福祉関連経費の増加には対応できないという議論で、消費税を10%にしようという議論があったと思うのです。だから、その消費税の議論と、京都市の財政の悪い点を並べても仕方がないかなという感じがします。福祉はやっていかないといけないけれども、それは消費税でやるべきで、京都市が独自に税制でそれに対応するというのは無理だなど思うのです。だから、その辺の整理をわざわざここに出してくる必要性というのはあまり感じないです。

色々と言っていますが、もう少しありまして、例えば、京都の建物、資料6ですけれども、建物の低層化の問題ですけれども、九条より南でも、高さ制限があるのですか。基本的には31メートルですか。

○事務局

31メートルでございます。

○委員

全市域がそうなのですか。

○事務局

はい。地域によって、31メートル、15メートルとかありますけれども、その31メートルという上限は、市内のほぼ全域にかかります。

○委員

高い建物が建てられませんかと書いてあるのですが、九条より南などのどんどん建ててもあまり苦情が来ないところでね。京セラは100メートルぐらいあるのではないですかね。特例で建ったのか、規制の前に建ったのかは分かりませんが、景観という意味で、例えばパリだと、市街地は高い建物は駄目だけれども、市街地を外れた地域では高いものを建てています。そういうふうに、これを具合が悪いと言いますが、もっと考えたら、高い建物も建てられるのではないかという気がします。だから、そのあたりも検討してもらう必要があるのではないかと思います。

それから、職員を3,000人削減されたということですが、どんな削減をされたのかなと。今、1万6,000人の職員さんを3,000人削減して、どのような状態になったのかなと。その仕事はどういうふうにして、コストが掛からずに3,000人を減らしたのかなということが分かりません。他に委託して、公務員は減ったけれども、委託費用が増えたとか、そういうことはないのかということを感じましたので、お分かりになる範囲でお答えいただきたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。今、現段階で分かる範囲で、どうぞお願いいたします。

○事務局

まず、職員数の削減のお話をいただきましたが、この3,000人の削減でございますが、一方では仕事があるわけでございますので、それは人件費に頼

ることなく、民間にできることは民間にお願いをしていくということで、委託というようなことを推進している部分がございます。ただ、この3,000人に対応する委託経費がどれだけ増えたのかどうかというのは、今、手元にございませんので、どの程度まで算出できるのか、宿題として、持ち帰らせていただきたいと思います。

あと、税収構造で、旅館・ホテルが0.3%で、それ以外の物販の部分が入っていないというお話がございましたが、この区分けにつきましては、京都市は税務統計をとっておりまして、過去からの比較でということとらせていただいております。また、先程御説明いたしましたように、どこに入れるのか、分かりにくいというようなこともございまして、恣意的になるということもよくありませんので、今、こうした分類にさせていただいているということでございます。これにつきましても、どこまで分析ができるのか、持ち帰らせていただきたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長

はい、ありがとうございます。では、どなたでも、何なりと、どうぞ。

○委員

資料6のところ、京都市の人口が555人の増加と書いてくださっているのですけれども、これは全国的に見て増えているレベルなのか、もちろん都市部で減っているのかということをお聞きするのですけれども、これだけ京都という名前が売れていることを思うと、この555人が多いのか少ないのか知りたいです。また、多いのであれば、なぜこのように増えているのかなど、逆に少ないのであれば、なぜこんな人気があるのに住んでくれないかなというところを、お聞かせいただければと思います。

○委員長

どうぞ、はい。

○事務局

はい。これは国勢調査、5年ごとの統計でして、京都市で人口推計をしたときがございまして、そのときは減少していきだろろうという分析をしていました。それは、生まれる人よりも、亡くなる方が多い自然減と、あと転入転出の社会減、その両方があるという分析をしておりました。

京都市も少子化というのが進展しておりまして、自然増では減少のままなのですけれども、転入される方が多い、増えてきたということで、転入転出の差で見ると、入ってこられる方が増えてきたということになります。

非常にわずかではありますが、要因としては、京都市内、なかなか土地が、特に中心部についてはないということで、マンションなど、一戸建ても中心部は難しいですし、マンションも先程御指摘がございましたが、高さ制限があって、周辺の京都市外と比べても低くなっているということがあるので、そういったことで住宅取得が難しいというようなこともあって、伸びが非常に緩やかなのかなというように分析しております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

一つは、先程の委員の発言との関連ですけれども、次回までにこの旅館業、ホテル業や飲食業のデータを調べていただく際に、税がどの程度あるかということと、それからもう一つは、この分野でどの程度の売上げがあるのかということです。分かる範囲で結構ですので、お教えいただけたらと思います。

いずれにしても、これがいわゆる旅行だとか、観光業の、いわゆる波及効果の第1次波及効果がここです。それから、先程おっしゃっていただいた、土産物だとか、交通費といったものになりますので、教えていただいたら、今後、税のデザインのときに、当たりが付くのかなと思います。

それから、資料6についてですけれども、大変上手くまとめていただいて、分かりやすい資料に思うのですが、委員長も先程おっしゃっておられましたように、今後、税を考える上では、非常に大事な資料だと思います。

それで、特にこの資料の中で、左下の、歴史・文化を継承し、住む人にも訪れる人にも、都市の品格と魅力の高まりが実感できるような政策として、5つの政策が挙げられているのですけれども、ここで税を考えることの一つの根拠は、このあたりのところにあるのかなと思うところです。

税を考えるということですから、どちらかということ、これは前提条件になるのかどうか知りませんが、考えるに当たってお聞きしたいことは、今回考える税は、このような政策の範囲に使っていくのかということです。ここでは、この政策は良いか悪いかを議論するというのは、少し外れているのかもしれませんが、この政策というのが、例えばここで議論しないとしたら、どこで議論されて出てきた政策なのかということですね。このところ、各市は例えば、ひと・まち・しごとの総合戦略等を考えておられますし、それから、京都市はいわゆるマスタープランですとか、色々な方面でも考えておられますけれども、そのあたりとの関係でも結構ですので、少しお話をいただきたいと思います。

それから、それを超えて、ここでもっとこう何かこういうこともしたらというような提案をしても良いのかということについてです。

また、難しいことかもしれませんが、税を考えるには、一つは、どういう政策に使うのかということ、それから、もう一つは、税務当局でしたら、もちろん税収は多ければ多い程良いというのがもう第一の論議であるとは思いますが、先程も話にありましたように、払う側からすると、少なければ少ない程良いわけです。そこで、要は、このような政策の中で、これぐらいまでしたら、政策効果がグッと上がるとか、何かそのような目途があれば教えていただきたい、あるいはちょっと考えていただきたいと思います。

○委員長

はい、どうぞ。お願いします。

○事務局

この左下に掲げておりますのは、今、我々で考えているような政策でございますが、今、御発言をいただきましたが、これ以外に、こういうこともどうな

のかというような政策の提案とか、何かアイデアがございましたら、当然、本検討委員会で御発言いただいて、また御議論を賜ればと思っております、これに限っているという意味ではございません。そういう意味では、冒頭、市長が申しあげました前提条件を付すことなくというのは、このような色々なことにもお知恵をお借りしたいということでございますので、これ以外にでも御議論いただきたいと考えているところでございます。

○事務局

御指摘いただいた左下のところですがけれども、京都市の総合計画、マスタープランの中で、「はばたけ！未来へ 京プラン」というのがございまして、その実施計画、第2ステージというものがございます。そちらの中で掲げられているもので、幾つかピックアップしたというものになっております。

もう一つ、どれぐらいの事業規模で効果が出るかということでもありますけれども、ここの部分については、次回、観光関連にどれぐらい使っているか、ただ今、まとめている最中で、お示しをしていきたいと考えております。

ただ、我々も今年度の予算査定をするときに、財源がなくてできなかった事業が幾つかございます。例えば、観光客の皆さんが、高速インターから下りてすぐのところあたりで、舗装が傷んでいる部分があって、観光バスで来るとガタガタするというようなお話もあるのですが、なかなかその補修ができなかったりですとか、具体的になります。銀閣寺の観光駐車場に観光トイレがあるのですが、少し離れていて、バリアフリーも完全ではないところがございまして、それを担当する部署は建て替えたいという予算要求があったのですがけれども、他に優先すべきものがある、それができなかったりとか、そういったものもございました。

そういった形で、恐らくハード的な事業、当然市民の皆さんのためにもなるし、来られた観光客のためにもなると思うのですが、そういったものを含めて、どれぐらいの事業規模でやっているのか分析をしていますので、次回にお示しできたらと考えております。

○委員長

はい。

○委員

どうもありがとうございました。それで、マスタープランとの関係で、いわゆる実施施策というか、アクションプランというか色々あると思いますが、大体どれぐらいやられて、一般財源からどれぐらい出されて、それでどれぐらいの不足が生じているのかというような形で考えていただければと思います。

それから、ここの何をやるのかということについては、大変大事なことです。ここに挙がっているのは、多分、個別施策でそこから拾ってこられたことなのでしょうが、同時に、本検討委員会の趣旨に従って、多くの方が京都に住みたいと、人口社会増が京都で増えるとか、あるいは、観光客が来られたときに、京都は良いまちだなということが実感できるような施策になっているかどうかということは、考えたほうが良いと思いますし、こちらの委員会の中で

も議論できればと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

特に質問というわけではないのですが、今、なぜ財源が必要なのか、何をしなければいけないのかというところでは、京都がしなければいけないことはたくさんあると思っており、「日本に京都があって良かった」というフレーズがとても好きで、京都もどこの都市とも変わらないような景観になっていく中で、新しい景観政策は大きくかじを切って、歯止めを掛けたと思います。今なら間に合うし、まだ元にも戻せるし、新しくも創っていけるといって、日本人の誇りとして、日本人としてあり続けるために、京都が頑張らないで、他ではできないと思っているので、京都市が取り組んでいくべきだと思っています。

そういう意味でも、京都で文化的なこと、それから景観的なこと、観光客が来られて、おもてなしに関しても、まだまだ観光というところも不十分で、トラブルもすごく増えてきていますし、宿泊施設が足りないとか、来られた方のマナーの問題だとか、それから、住んでいる人たちの住環境を守るといって共存していくような形での、京都の観光との共存みたいな発展も必要であり、やらなければいけないことはたくさんあるので、財源を確保していくという委員会の必要性をひしひしと感じています。

○委員長

ありがとうございます。特にございますか。どうぞ。

○事務局

御指摘のとおりで、一番上のところに書いていますが、京都の文化や歴史というのは、京都市内にとどまるものではないと思っています。当然、日本全国、食文化や伝統産業でもつながっておりますし、京都での取組がなくなった場合の影響というのは全国にも広がっていくでしょうし、日本の良さというのを世界に発信していく中で、京都の建物、文化や歴史というものは、日本のことを世界の方に分かっていただくために非常に大きい意味を持つと思います。特に京都市で一生懸命やっておりますけれども、財源がないとできない部分があります。そういった部分について、入洛客の方にも御負担いただけないかというのが、市長のマニフェストの一つの考え方だと思います。

そのようなことを踏まえて、我々はこういった資料を作っておりますので、皆様方の御意見をお聞きしながら、検討していきたいと考えております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

先程の旅館業とホテル業の法人市民税の割合が少ないというお話の中で、以前の赤字があつて、それと相殺していて税額が入ってこないというお話がありますけれども、今は多分どこのホテルとかでも利益が出ていると思うので、その赤字の相殺というのはなくなってくると思うのです。増収になってくるので

はないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局

個別に見ておりますけれども、やはり低コストで運営しているところというのは非常に税の伸びが高いです。恐らく繰越欠損金がなくなってきて、利益が上がってきますので、若干遅れて、税収の増につながってくるのかなと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。

○委員

今のお話にも関連するのですけれども、京都市内のホテルの宿泊料金というのは、5、6年前に5,000円ぐらいで泊まれたビジネスホテルに、今泊まると2万円掛かるというような、それぐらいの上がり方をしているわけです。市内の本当に狭小な土地にもホテルがどんどん建つようになってきており、これは儲からないと建たないわけですから、この0.3%、8億円しか税収が上がってこないというのは、そういう実感の部分との乖離がかなりあって、繰越欠損金の話はもちろんあるのでしょうけれども、それにしても、この京都ブームのスタートがいつかちょっと分かりませんが、あまりにも税収が少な過ぎる感じるわけです。それは、飲食店など、小さな個人でやっておられるところも多いので、色々掛かるのでしょうけれども、税の所得の把握の仕方そのものに、かなりの問題があるのではないかという感じがするのと、特に宿泊業等は、東京資本が多いですね。そのあたりとの兼ね合いで、なかなか京都の利益にならないのかとも感じます。

それと、従業員の方の大半が非正規のパートの方々ですので、そこがこう市民税、所得税の方ですけれども、反映されにくくなっているということがあって、新しい税の取り方を考えることは一つとして、今ある税の取り方を改善する余地はないのかなというところをお聞きしたいです。

○委員長

どうぞお願いします。

○事務局

はい。今、ホテルの例をおっしゃっていただきましたけれども、まさに御意見いただいたとおりでございます。京都資本ではない、東京資本のホテル等は確かに多くありまして、そうなると、京都市に落ちてくる税金といいますか、いくら京都で売上げがあっても、全部持って行かれてしまうというようなことでもございまして、なかなかその京都の活況が即座に市税収入につながっていないというのはおっしゃられたとおりでございます。色々とホテルの業態がございまして、一概には言えませんが、委員から御指摘があったようなことが実態として生じているのかなと思います。

また、ホテルの従業員の話でおっしゃっていただきましたとおり、確かに非正規の割合が高いということがあります。平成27年度決算を速報値で出しましたけれども、個人の市民税は前年度と比べまして、増加傾向になっておりま

して、着実にその所得といいますか、個人さんの懐は上がってきているという
ようなことがございますが、非正規の比率が非常に高いということで、なかなか
その所得の伸びがストレートに反映されないというようなことがあるのかな
というところも実態として感じております。

○委員

その上でですけれども、例えばその観光客を呼ぶ、あるいはその文化都市、
歴史都市として、その維持を図っていくときに、どれだけのコストが掛かって
いるのかということ、一つ示してほしいなと思います。例えば、お祭りを維
持するにしても、観光客向けの駐車場を整備するにしても、先程トイレの話も
出ましたけれども、京都駅八条口の改修も、もちろん市民も使うわけですけれ
ども、市民だけが使うのであれば、あんなに大きなものは要らないわけで、観
光客がたくさん来るから、規模を大きくしなければいけないし、特別なプラス
アルファのコストが掛かっているはず。だから、そこが、どれぐらいのもの
なのかということは、何らかの形で示していただいた方がいいと思います。

その上で、その受益を受けているはずの観光客が、どれだけペイしているの
か、市に対してペイしているのかということ、これを比べると、これぐらい負担し
てもらわなければいけないということが、数字的に分かりやすく出てくるのでは
ないかなと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。どうぞ。

○事務局

先程、申し上げましたけれども、次回でそうした個々の事業でどれぐらいお
金が掛かっているのかということについては、今、資料をまとめておりますの
で、また議論いただきたいと思っております。

○委員長

はい、ありがとうございます。今、色々な御指摘がありました。やはり議論
になりましたけれど、一つは、京都市がいわゆる観光行政といいますか、今の
状況はどうなっていて、それが一体誰が負担しているのか、あるいは、費用は
誰が負担すべきものなのかというようなことが明らかになるような資料等もま
た御用意願えればと思いますし、あと、恐らく京都市がここ数年、あるいはも
う少し先を考えた場合に、当面の行政課題、あるいは行政需要がどういうもの
かという見通しが必要なのだと思います。今、色々議論されていますように、
観光についての変動がどうなっていて、それに対して京都市が行政として、今
どこまで対応できていて、どこまで対応できていないのかという、こういう切
り分けというのが必要になってくるのだらうと考えます。

あと、もう一つは、先程、委員もおっしゃったように、京都市の持っている
景観だとか、環境だとか、文化だとか、そういうようなものというのは、独特
で、重要性があって、それに対して行政としてどう対応するのか。あるいは、
それは本来、京都市民が全部賄うべきものなのか、そうではないのか、そうい
う点での一種切り分けもしながらということになるかと思っております。

資料等については、この次のそういう議論の際のベースになるものとして御用意を願えればと思っております。

それで、あと、今日御用意いただいた資料も、さらに説明いただいて、それも含めてもう一度議論をお願いしたいということで、本日の3番目の部分で、次第の3(4)というところで、住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方を考えるに当たっての前提という、何が前提なのかという議論もあるかもしれませんが、少し抽象的な事柄もありますし、あるいは、京都市以外の他の市等の色々な経験等も紹介ということで、用意をさせていただいておりますので、それを説明いただいて、その後に全部まとめて、最初からずっとお話をしてきた現状と課題とか、あるいは新たな財源の必要性、そしてこの前提、この三つを合わせて、議論をさせていただくということにしたいと思っております。

では、どうぞお願いします。

(資料7「財源として税を導入するとした場合の考え方の前提【租税の基礎理論】」及び資料8「法定外税の状況(総務省HP掲載資料)等」を説明)

○委員長

はい、ありがとうございます。今、事務局に説明していただきました資料7、8について、御質問等があれば、まずお聞かせいただきたいと思っております。いきなり、色々な例がありますし、そうですかということになるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○委員

超過課税というのは、本来、臨時的なものですよね。通常の税法で定められた法人税なり、所得税なり、そういうもので税金を取られるのですけれども、超過課税というのは臨時的なものであったはずなのですね。だから、5年ごとに見直しが行われるのです。それが恒常化していて、行政として考えてほしいなと思っております。とてつもない金額なのです。この税金がなかったら、うちではボーナスにすごい金額を出せるのですけれども。当たり前のようにとおられるのですけれども、臨時的なものなのですよ、本来は。だから、その辺のことを考えてほしいなと思っております。

これを取っておいて、別のものも取ろうとか、取ることばかり考えていないで、もう少し何か考える方法があるのではないかという気もしないわけではありません。そういう点は、認識しておく必要があると思うのです。特例的に取ってもいいということになっているのですけれども、各市、全部この超過課税を行っているのですよね。法人税を下げると言っても、超過課税があるのでは何もなりません。法人税を下げなくてもいいので、超過課税をやめてほしいという議論は出ていませんけれども、そういうこともちゃんと知っておく必要があるのです。

もう一つ、資料6の関係で、市バス、地下鉄で、旅客数が13.5%とか、13.8%も増えたと書いてあります。これで収入がどれぐらい増えたのです

か。また、費用がどれぐらい掛かったのでしょうか。

○事務局

まず、超過課税のことをございますが、今、委員に御紹介いただきましたように、京都市におきましては、5年間の時限立法ということで、その都度、条例を改正いたしまして、5年ごとにお諮りをするというような形をとっているのですが、実際、政令都市20都市ございますが、そのうち18都市が超過課税をしているのですけれども、そのうちの大半がいわゆるその恒久的な制度といえますか、そのような条例化をしております、時限立法化しているところが非常に、政令市の中では少ないというような事実はございます。

バスと地下鉄の部分につきましては、手元に資料がございませんので、これにつきましては持ち帰らせていただきまして、確認したいと思っております。よろしくお願ひします。

○委員長

ありがとうございます。今、委員がおっしゃったことに関連して申し上げますけれども、大きな組立てでいくと、地方税法の枠内でつくられている法人住民税などという話と、そして、地方税法の外にある、いわゆる法定外税という、大きく二つに分かれると思うのですね。

恐らく本来は、地方税法がつくっている税金は色々なタイプがありますけれども、多くは標準税率、つまり、市町村等は大体標準的にこの割合でいくというのがあって、それを、もちろんこれ以上超えてはだめだという制限税率をつくっている場合もありますけれども、その標準税率を超えて、それぞれの市町村が自分たちの合意でつくるのは、それは良いですよという、こういう組立てをしているのです。

だが、今、委員がおっしゃったように、多くの場合のその超過課税は法人がターゲットになっている。これは、それ自身は必ずしも良いことではない。というのは、もし個人をターゲットにすると、選挙でしっぺ返しがあるということもあって、法人に対して超過課税を安易にしているのかという批判はずっとあるという、これはもう本当に御指摘のとおりだと思います。

ただ、最近では、いわゆる森林環境税、ここに紹介されていますように、市民税の場合は、いわゆる個人住民税の均等割を少し上乗せするという、そういうのが一つかと思ひますし、あと、この後の議論にも関係しますが、いわゆる、例えば東京や大阪で今やっている宿泊税のようなものにして、あるいはここに紹介されている色々な法定外税も、一般的には税収という点では、実は余り多くないのですよね。東京の宿泊税でも15、16億ぐらいかと思うのですね。

だから、行政コストはそれほど高くはないと思ひますけれども、法定外税で色々なものを工夫してやれば、地方団体の税収がもっと増えてバラ色になるというようには思ひない方が良いでしょう。むしろ、今、申し上げたように、恐らく本筋は、その市町村や道府県が、自分の行政需要を賄うためには、自分たちが腹を括って、標準税率を超えてでも負担しようという、そういう同意があるかどうかは結局鍵で、自分たちの住んでいるまちを自分たちでつくっていくと

いう、恐らくそれが基本だと思います。

ただ、今、委員から御指摘があったように、実は法人というのは選挙権もないですし、一般的にはお金も持っているように見えますから、少しぐらいの超過税率もいいたろうというのが、今までの歴史ということで、それが本当に良いかどうかも含めてという議論はもちろんあるというように思います。

それも含めて、やはりこれ以降の、税制の色々な組立てを含めて、率直な思いとか疑問等をお示しいただきながら、進めていけばいいかなと私は思っています。少し色々なことで、事務局の方で準備をお願いしたいと思います。

それ以外で質問等がございますでしょうか。あるいは、最初の今の京都市の財政の現状だとか、なぜこういう財源が必要だとかいった、こういう議論と合わせて、御質問等があれば、少しお受けすることが可能かと思いますが、感想でも結構ですし、御質問でも何なりと結構です。あるいは、こういう点をもう少し事務局の方で資料として用意してほしいとか、そういうことでも結構です。何なりとございますでしょうか。

○委員

繰り返しになりますが、観光関連業界で、一体どれぐらいのその売上げがあって、その売上げに対して、所得してどれぐらい課税されているのかというところは、しっかり示していただいた方が分かりやすいかなというところです。東京資本の話も出ましたけれども、固定資産税はもちろん掛かってくるのですが、その所得について、京都で商売をして、でも京都には税金を払わないというシステムに、本当になっているのかどうか、その辺りを分かったような分からないような状況ですので、分かりやすく説明していただけたらと思います。

あと、これはもう感想に近いものですが、これまでに失敗した法定外税で、古都税があります。これを見ると単年度で8億ですか、8億の税収を払っているということで、1人当たり50円だけれども、ちりも積もればで大きな額になっているわけです。ただ、なぜそのときに失敗したのかということ踏まえないと、また、大変なことになると思っています、どこに課税するにしろ、負担を求めるにしろ、しっかり前向きに理解していただくことだと思います。

○委員長

ありがとうございます。古都税に関しては、恐らく今の市長もそういうふうには思っておられると思いますけれども、そのようなものをもう一回導入するという事は全く考えられていないと思います。私もそういうふうには思うのですが、あの税金の問題というのは、要するに、1人が拝観するについて50円ということは、拝観料を100円取っている寺でも50円、1,000円取っているところでも50円払えということなのです。そうすると、一体、払う人は、担税力、税金の負担能力は何なのだという、実はそういう議論が、古都税をつくったときの資料には全くといっていいくらい見当たらない。その論理では、拝観料30円のところであっても、京都市から指定されたら50円払わないと

いけないのですよね。こういうのは、随分と乱暴な、つまり、恐らく担税力は、京都市に観光で来た人の、京都市に落とす消費収入、消費能力だと思います。それはそのときで、確か平均は、ちょっと記憶がはっきりしませんが、数万円の消費能力があります。そうすると、多くの人は有名な寺院等には行くでしょう。そうすると、1回について50円ぐらい払ってくださいという、どうもそういう組立てをして、かつ、それは文化財の鑑賞というように定義したのです。社寺にとって、そこで祀っているものが文化財で、鑑賞の代金で、どこかの美術館に支払うものと同じだというのは、彼らの存在理由に関わるという、そういう点で非常に多くの批判、抵抗があったのだらうと思います。

あと、当時は、そういう定期的に色々な人からもらう恒常的、安定的な収納機構を持っているのは、社寺しかなかったわけです。拝観料という格好で、定期的に収納しているから、それをうまく利用しようとしたのではないかと私は思うのです。それは、私は、信教の自由だとか、政教分離とか、そのようなものにも関係もする、そういう問題も結構あって、あのような紛争にもなって、裁判にまでもなるというような不幸なことがあったし、もちろん色々な見方があるので、あのような税金をとという人もいらっしゃるのかなとは思いますが、トータルでいうと、相当難しい問題を含んでいるなという感じを私はしています。

ただ、今、申し上げたように、今日も税の理論でもありましたように、その税を負担する力は一体どこから来るのかということ、いわゆる担税力というか、それを丁寧に見ないと、別に言葉尻を捉えるわけではありませんけれども、ちりも積もればということ、少額であったらいいということには決してならないだろうと、ちゃんとした理屈というか、正当な、あるいは合理的な理由を丁寧に組み立てて、そういうことをすることが、公の利益にもつながっていくという、そういうような筋道が、無理なくつくることがもし可能であれば、そのような方法もありかなと思います。

今、申し上げたのは、私がそういうふうに見ているし、私はそのような視点から論文を書いたりしておりますので、一応申し上げたということです。

○委員

今、ターゲットになっているのは、観光業界ですよね。この議論の流れからすると。ただ、その観光業界の中からとか、その周辺から何とか税収を確保したときに、その業界の反発もあるでしょうが、京都は観光に行ったら税金を取るのかという反発が出て、京都観光へのブレーキになってしまうことになるので、元も子もないということになるので、内向きだけではなくて、外向きに理解していただくという理屈付けも、ものすごく大事かなと思います。

○委員長

まさにおっしゃるとおりで、そういう多面的な観点で議論をしていけば、それぞれの人の立ち位置から見える風景というのは全く違いますから、そのようなことをずっと丁寧に検証しながら、本当にできるのか、できないのか、それは、場合によっては、検討した結果、無理ですというのは、場合によってはあ

るかもしれません。丁寧に事実をベースに議論していくということを、大切にしていければいいかなと私は思っております。

そういう点で、またこれ以降も、こういう形で率直な議論をしてもらえればありがたいなと私は思っております。

ちょっと時間も押してまいりましたので、あと特にこれだけはというのが、委員の皆様、ございますでしょうか。

○委員

京都市としてはいくら欲しいのですか。それをある程度示してもらおうと、大体積算ができて、この辺から取ったらいいのではないか、それは無理ではないかという、考えるベースにしやすいのですけれども、難しいですか。

○委員長

極めて率直な御意見ですね。

○事務局

今、答えを持ち合せているわけではありませんが、今日、議論の中で、次回の委員会の方で御提出、御用意をするというようなことを申しあげましたけれども、様々な事業でどれぐらいのお金が掛かっているのかというようなことを一覧でまとめまして、それを御提出させていただいて、そのあたりのことも、また御意見、御議論いただけたらと思います。

○委員長

では、この次ということにさせていただきます。それでは、私の方はそれぐらいですので、事務局の方にお返ししますので、どうぞ。

○事務局

委員長、ありがとうございます。また、委員の皆様におかれましても、非常に分かりにくいといえますが、難しい課題につきまして、活発な御議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

次回、第2回の検討委員会につきましては、10月の下旬から11月上旬頃に予定をしております。また、後程、御予定等につきましては、確認をさせていただきますけれども、委員の皆様方におかれましては、第2回目以降の検討委員会につきましても、どうぞ御出席の程、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これを持ちまして、第1回京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。